

法曹養成制度検討会議取りまとめ（案）に対する会長声明

政府の法曹養成制度検討会議（以下、「検討会議」という。）は、本年6月6日、「法曹養成制度検討会議取りまとめ（案）」を公表した（「以下、「とりまとめ案」という。）。今後、検討会議は同月19日、遅くとも26日までに、最終取りまとめを行い、上部機関である閣僚会議に意見を提出、閣僚会議は、同意見を踏まえて政府としての方針を8月2日までに決定する予定とされている。

「取りまとめ案」は、法曹有資格者の活動領域、今後の法曹人口、法曹養成制度の在り方という、法曹養成制度及びこれに関連する法曹の在り方に関わる重要事項についての検討結果を取りまとめたものである。しかし、「司法試験合格者を1000人以下に減員すること等を求める決議」（平成23年2月10日、以下「1000人以下決議」という。）、「『法科大学院を中核とする法曹養成制度』の見直しを求める決議」（平成25年2月8日、以下「法科大学院制度見直し決議」という。）を行ってきた当会としては、「とりまとめ案」を厳しく非難せざるを得ない。理由は以下のとおりである（なお、上記両決議については、当会のホームページ<http://www.chiba-ben.or.jp/>を参照されたい）。

1 パブリックコメント無視の「貸与制」

「とりまとめ案」に先立ち、「中間的とりまとめ案」に対するパブリックコメントが実施され、国民各層から3119通もの意見が寄せられた。このうち、2421通が「法曹養成課程における経済的支援」についてのものであり、検討会議での法務省担当者の発言によると、この2421通のうち大多数が司法修習生への給費制の復活を求めるものであった。

しかしながら、法務省の発表では、パブコメ意見分布の具体的な数字や、パブコメ意見の具体的内容などがまったく明らかにされていない。こうした秘密主義は許されず、法務省は直ちにパブコメの詳細を公表すべきである。

そして、パブリックコメントにおいて給費制の復活を求める多数の意見が寄せられたにもかかわらず、「とりまとめ案」は貸与制を前提とするとの従前の方針を維持しており、これでは何のためにパブリックコメントを実施したのか疑問であり、民意無視も甚だしい。検討会議の委員からも「給費制を支持する意見は、パブリックコメントの結果でも大多数に上っていたと思われるが、そのことの重みを十分に考慮した検討が絶対に必要であるものとする」との批判の声が上がっている。

当会は、この点、「とりまとめ案」に強く反対する。

なお、検討会議が「とりまとめ案」を発表したのと同じ当月6日、自民党の司法制度調査会が給費制復活を前提とする原案を発表したと報じられており、

検討会議はこうした民意を十分に汲むべきである。

2 修習専念義務緩和の危険性

「とりまとめ案」は、法曹養成過程における経済的支援として、①司法修習に当たり転居が必要な修習生に対し旅費法に準じて「移転料」を支給する、②司法修習期間中の入寮について、入寮希望者のうち通所圏内に住居を有しない修習生は入寮できるようにする、③修習専念義務について、兼業許可に関する従来の運用を緩和し、司法修習生が休日等を用いて行う法科大学院における学生指導をはじめとする教育活動により収入を得ることを認めるとした。

しかし、①②は当然のことであり、いまさら閣議決定すべきこととも思われない。むしろ、これまでそうした措置がとられていないことが問題なのであり、最高裁判所は運用により直ちにそうした措置をとるべきである。

重大な問題は③である。司法制度は国家の基盤である。良質な法曹を養成するのは国家の責務である。修習専念義務は良質な法曹を養成するために不可欠の義務である。それだからこそ、修習に専念させるため、その代償としての給費を支給すべきとするのが道理である。ところが、給費を支給しないで修習専念義務を緩和するという「とりまとめ案」は、まったく修習の意義を理解していないというほかに、まさに本末転倒の誤りを犯している。修習義務の緩和は危険である。これをきっかけに司法修習の意義が低下し、つきるところ司法修習自体の放棄に至りかねない。

当会は、この点、「とりまとめ案」に強く反対する。

3 法曹人口、法科大学院について

当会は、本年5月8日、「法曹養成制度検討会議・中間的とりまとめ案に関する会長声明」を公表し、「中間的とりまとめ案」の内容が極めて不十分であることを批判したが、今回の「とりまとめ案」は、法曹人口、法科大学院制度について「中間的とりまとめ案」を踏襲しており、以下のとおり失当である。

今後の法曹人口の在り方について、「とりまとめ案」は、司法試験の年間合格者数3000人という数値目標は現実性を欠くと認めたものの、これに代わる数値目標を示さなかった。また、「とりまとめ案」は、もはや破綻が明らかな法科大学院制度を大前提としている。

しかし、「中間的とりまとめ案」に関する上記会長声明において述べたとおり、毎年2000人以上もの司法試験合格者が生まれて司法修習生の就職難が年々深刻化し、弁護士の経済的基盤の悪化も報道される一方、法科大学院の経済的、時間的負担、20%台の合格率と受験資格の喪失（いわゆる三振制）などの間

題が山積し、法曹志願者にとって法科大学院へ進むことが大きなリスクとなっている。法科大学院適性試験の受験者は、制度開始時の6分の1にまで減少し、今年の法科大学院入学者も2698人にまで減少した。

当会の「法科大学院制度見直し決議」において述べたとおり、「法科大学院を中核とする法曹養成制度」には構造的欠陥があり、法曹志願者の増加、多様かつ優秀な人材の確保の観点から有害である。

したがって、検討会議の「最終取りまとめ」においては、法科大学院の修了を司法試験受験資格としないことを提言すべきである。

また、法曹人口の過剰は緊急に対処すべき問題であり、当会の「1000人以下決議」で求めたとおり、検討会議の「最終取りまとめ」においては、司法試験合格者を直ちに1000人以下にするとの具体的な数値目標を掲げるべきである。

2013年（平成25年）6月19日

千葉県弁護士会会長 湯川 芳

